

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、厚生年金保険加入期間と重複している48年11月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、「昭和47年4月1日に被保険者資格を喪失しているの
で、同年4月から49年3月までの国民年金保険料は還付することになる。47年4月から同年11月までの保険料は既に還付済みであるが、同年12月から49年3月までの保険料は今後還付の手続を取ることになる。」と言われた。

私は、国民年金に加入してから昭和49年7月にA株式会社に就職するまでは、国民年金保険料をすべて納付しており、47年4月1日に資格喪失手続を行った記憶も無いし、還付したとされる47年4月から同年11月までの保険料についても受け取った覚えが無い。

厚生年金保険に加入していた昭和48年11月分の保険料については還付し、それ以外の申立期間については、納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳により、申立期間の国民年金保険料については、いずれも現年度保険料として納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、その夫が厚生年金保険被保険者であったため任意加入被保険者とされるべきであったが、社会保険事務所の記録

では、昭和 38 年 B 月 C 日の資格取得以降、継続して強制被保険者として管理されていたことが確認できる上、47 年 4 月 1 日に遡^{そきゅう}及して被保険者資格の喪失処理が行われた後、納付済みとなっていた 47 年 4 月から同年 11 月までの保険料が 48 年 3 月 22 日に還付された旨の記録が確認できる。

さらに、上記還付後においても昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料は引き続き納付され、当該期間を含めた 47 年 12 月から 49 年 3 月までの保険料は、現在も還付されずに国庫歳入金として管理されている。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていたにもかかわらず、国民年金の強制被保険者として管理されていた申立人の被保険者資格を昭和 47 年 4 月 1 日に遡^{そきゅう}及して喪失処理させる合理的な理由は無く、適切な事務処理が行われたものとは考え難い状況において、保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日までの期間については、厚生年金保険に加入していたことが確認できるものの、48 年 11 月の国民年金保険料が還付されたことを示す記録は無く、申立人が厚生年金保険被保険者であった 48 年 11 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月から平成元年3月まで
② 平成3年6月から4年3月まで

申立期間①については、当時、夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料は、私が夫婦二人分を一緒に毎月市町村役場の窓口で納めていた。

申立期間②については、平成11年ごろと記憶しているが、A社会保険事務所発行の追納勧奨状を持って、同事務所の窓口に行ったところ、もう1か所追納されていない期間があると言われ、2回に分けて支払った。夫の追納勧奨状の裏面にメモ書きしてある金額（平成2年度7か月分、3年度10か月分、4年度1か月分の計19万9,750円）からも確かに納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①当時、夫婦二人分の保険料を毎月市町村役場の窓口で納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月6日に夫婦連番で払い出され、資格取得も夫婦一緒に60年9月1日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、手帳記号番号が払い出された昭和61年度から平成元年度までの保険料については、申立人の申立期間①の保険料を除き夫婦共に現年度納付されていることが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②の保険料について、申立人は、申立人が所持するA社会保険事務所発行の国民年金追納勧奨状（平成10年11月5日作成）に記載された追納保険料（11万7,600円）を、平成11年ごろに社会保険事務所の窓口で納付したはずであり、夫の国民年金追納勧奨状（平成9年9月5日作成）に記載されているメモ書き（19万9,750円）からも納付したことは確かであると主張しているが、平成11年度に支払った場合の申立期間②の追納保険料は、追納加算率が更に上乗せされるため、11万7,600円とは異なる上、申立人の夫の国民年金追納勧奨状にメモ書きされている金額（19万9,750円）は、平成9年度中に支払った場合の申立人の申立期間②に係る追納保険料（平成3年度10か月分11万1,500円）及びその夫の追納保険料の一部（平成2年度7か月分7万6,860円及び4年度1か月分1万1,390円）のみを合計した金額と一致していることから、申立期間②の保険料を平成11年ごろに納付したとする申立人の主張には矛盾がみられる。

このほか、申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和62年12月から63年3月まで
③ 昭和63年12月から平成元年1月まで

国民年金制度開始当初は専業農家であったので国民年金に加入していなかったが、夫は昭和36年9月から厚生年金保険に加入し、私も37年からA事業所に勤務していたので、同年12月にB市町村役場に相談に行ったところ、「夫が厚生年金保険に加入しているので無理しなくてよいが、任意加入しておけば老後のためには絶対に得だ。」と加入を勧められた。高額になるので数日悩んだ末、36年4月から37年12月までの21か月分の保険料を一括で納付した。

また、昭和61年4月にA事業所で厚生年金保険に加入したが、事業所の勤務形態上、同年12月から62年3月までは国民年金に加入する必要があったので、ハローワークでの手続と同時に市町村役場に出向き、国民年金への切替手続をした。昭和62年度及び63年度も同様に手続したので、未納は一切無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月と短期間である上、申立人は、60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料を申立期間①を除きすべて納付（うち、昭和36年10月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入している。）しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和37年からA事業所に勤務したことを契機に、同年12月にB市町村役場の職員の勧めを受け、それまで未納であった36年

4月から37年12月までの保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の夫は、「当時、妻は、今のうちに納めておけば将来のためになるとの市町村役場職員の勧めを受け、資金をかき集めて、21か月分の保険料を何とか納付していた記憶がある。」としている上、社会保険事務所の記録では、申立期間①について、申立人は、当時、国民年金の強制被保険者として管理されていたことが確認でき、申立人の36年10月から37年12月までの保険料が納付されていることを踏まえると、さかのぼって納付可能な申立期間①の保険料を納付しないままにしていたとは考え難い。

しかしながら、申立期間②及び③について、申立人は、B市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張するが、申立人は、昭和62年C月の時点で60歳に到達しており、申立期間②及び③については高齢任意加入の対象期間となり、社会保険庁の記録では、平成元年2月から同年4月までの期間について、申立人が国民年金に高齢任意加入し保険料を納付した記録はあるが、申立期間②及び③については、任意加入した記録は無く、申立人は、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

当時加入していた A 国民年金納付組合では、国民年金保険料についての納付意識を高めて未納を防ぐため、交代制による保険料の集金を行っていた。自分も集金を担当して毎月欠かさず保険料を納付していたのに、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの分が未納であるとされた。家計簿にも保険料を支払った記載があるので未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫も申請免除期間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付組合を通して納付していたと主張するところ、B 市町村の保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が A 国民年金納付組合に所属していたことが確認できる。

さらに、申立人の保管する申立期間当時の家計簿から、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの期間について国民年金保険料を納付した記載があることが確認でき、毎月、保険料を納付していたとの申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間当時、農業を営んでいた父親が家族全員の国民年金保険料を、毎年秋に一括してA金融機関に納付していた。申立期間の保険料について、両親や夫は納付済みとなっており、自分の分もB市町村の電算記録では納付済みとなっているので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、B市町村の保管する国民年金電算記録では、申立期間は納付済みとされていることが確認できる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金保険料を完納しており、その父親が同様に保険料を納付していたその妻及び申立人の夫についても、国民年金保険料は完納していることから、父親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 48 年 12 月 14 日、資格取得は 20 歳到達時の 47 年 C 月 D 日に遡^{そきゅう}及して行われており、手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、その父親が申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和51年に結婚するまで、私の国民年金保険料については、母親が自分の分と一緒に納めてくれていた。当時、家族のうち私も含めて5人に収入があり、給料が出る度に私の保険料を毎月、母親に渡していたので、二人の保険料の納付に困るような家計状態ではなかった。

結婚するときに、母親から、国民年金保険料は必ず納めるようにと堅く言われたので、母親が納付していないはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年10月29日、資格取得は20歳到達時の45年A月B日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は過年度保険料として納付可能であった上、遡^{そきゅう}及して資格取得した期間のうちの申立期間を除く45年A月から48年3月までの期間について、第2回特例納付期間中の50年12月に特例納付されていることが確認でき、申立人の母親が申立期間の保険料についてのみ納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 1 日から 29 年 6 月 1 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 11 月 26 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和 26 年から 36 年まで厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給されているため、現在受け取っている年金額にその期間が反映されていないことが分かった。

A 株式会社を退職する際に、脱退手当金をもらった記憶は無く、どのように支給されたかも分からない。脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、請求期間の最終事業所である「A 株式会社」の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年後の昭和 38 年 8 月 31 日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後に勤務していた事業所における昭和 37 年 3 月 1 日から同年 11 月 21 日までの被保険者期間については未請求となっているところ、申立期間①、②及び③のみを請求し、脱退手当金の支給決定日直前まで勤務していた事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金を受給したとされる（昭和 38 年 8 月 31 日に支給決定）以前の昭和 37 年 10 月に結婚し改姓しているが、脱退手

当金の支給手続を行ったB社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、旧姓のままとなっていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで
私が 20 歳のときに、実父が国民年金の加入手続をし、保険料も実父が納付してくれていた。昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの年度初めの 1 期分だけが未納となっているのは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立人の家族から聴取しても、保険料の納付状況等は不明であり、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、実父が納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人の実弟は、「申立期間当時、父親は働きに出ていて、A 都道府県を離れていた。昭和 49 年度の納付書が B 市町村役場から届いたころは、父親は不在だったため、保険料は納付できなかったと思う。家族で国民年金保険料を納付していた者は、父親以外には居なかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金前追納・未納保険料納付者名簿の記録から、昭和 49 年度のうち、申立期間を除く昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の保険料については、時効直前の 51 年 9 月 14 日に一括して納付されていることが確認できるものの、納付された 51 年 9 月 14 日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないとともに、ほかに申立期間の保険料が納付された記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金が始まって約3年は未納であったが、昭和39年ごろ、A社会保険事務所の職員が回って来て、未納の3年分を納めることができると説明され、申立期間の未納保険料3年分を夫の分と一緒に一括現金で納めた。領収書は見付からないが、確かに納めているのでしっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の3年分の未納保険料について、昭和39年ごろに夫婦二人分を一括して現金で納付したと主張するところ、39年当時は、特例納付期間ではなく、時効により未納となっていた3年分の過年度保険料を一括して納付することはできない上、申立人と共に36年4月1日に国民年金に加入し、一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫についても、申立期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和40年4月から41年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の未納保険料について、3回にわたって一括して過年度納付していることが確認できることから、申立人は、これらの期間の保険料納付と申立期間の保険料納付とを誤解している可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和41年に国民年金に加入した際、「昭和36年からの5年分の国民年金保険料を救済措置として納めることができる。」と言われ、当時、民生委員をしていた下宿先の大家さんをお願いして納付したのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、下宿先の大家さんが納付してくれたと主張するところ、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付には関与していない上、下宿先の大家の名前や住所を記憶していないなど当時の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和41年に国民年金に加入した際、36年から5年分の保険料を納付できると言われたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは41年12月15日、資格取得は国民年金制度発足時の35年10月1日に遡^{そきゅう}及^あして行われていることが確認できるが、時効により、5年分の保険料を遡^{そきゅう}及^あして納付することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 31 年 8 月 20 日まで
昭和 29 年 3 月に中学校を卒業し、集団就職で A 区にあった B 株式会社 C 事業所に同年 5 月から勤務した。
社会保険事務所の記録では、昭和 31 年 8 月 20 日から同年 12 月 1 日までの 4 か月の加入記録しかないと言われたが、申立期間について、確かに勤務しており、納得できないので調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B 株式会社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様に集団就職で B 株式会社 C 事業所に勤務していた同僚 3 人から入社を聴取し、厚生年金保険の加入時期を確認したところ、昭和 25 年 5 月に入社したとしている同僚は厚生年金保険加入が 26 年 7 月 3 日、26 年 4 月に入社したとしている同僚は厚生年金保険加入が 31 年 6 月 20 日、29 年 1 月に入社したとしている同僚は厚生年金保険加入が 31 年 8 月 20 日となっていることが確認でき、同事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管する B 株式会社 C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所の新規適用から全喪までのすべての被保険者の記録を確認したが、申立人の加入記録は、昭和 31 年 8 月 20 日から同年 12 月 1 日までの期間以外には無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、同事業所は、既に全喪し当時の資料が確認できないとともに、

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月7日から同年3月1日まで
② 昭和43年1月11日から同年2月6日まで

申立期間当時は、A都道府県B市町村にある株式会社Cで加工業務に従事していた。昭和40年5月から43年11月までは継続して勤務していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Cにおける厚生年金保険の加入記録が昭和40年5月17日から42年1月7日までの期間、同年3月1日から43年1月11日までの期間及び同年2月6日から同年12月1日までの期間とされているが、途中で退職したことは無く、申立期間①及び②についても継続して勤務していた。」と主張するところ、当時の従業員から、「冬から春の間は、従業員も減らされていた。」、「冬に事業主から休んでほしいと言われたことがある。」との証言が得られた。

また、社会保険事務所の保管する株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、申立期間①については昭和42年1月7日付けで被保険者資格を喪失した後の同年1月13日に、申立期間②については43年1月11日付けで被保険者資格を喪失した後の同年1月18日に、それぞれ健康保険証を返納していることが確認できる上、申立期間②については、同社での健康保険を任意継続していることが確認できる。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認したが、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

加えて、同社では、当時の資料が残されておらず、厚生年金保険加入の事実は確認できないと回答しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から同年12月1日まで
A事業所で社員として勤務していた5年間のうち、昭和58年度だけが抜けているのが不思議でならない。社員、パートも含め、40年近く働いているのに残念である。もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間当時、B株式会社A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社の保管する賃金台帳及び給料明細書から、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、同社では、「昭和58年度は、毎月の勤務日数にばらつきがあり、社会保険適用外であったと考えられる。」と回答している上、上記賃金台帳に記載されている申立人の申立期間に係る勤務日数の記録から、1か月当たりの所定労働日数が常用的勤務形態（通常の就労者の4分の3以上）とはなっていなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認したが、申立期間について、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年2月19日から23年4月1日まで
健康診断個人票にもあるように昭和20年2月19日にA事業所への採用の機会をいただいた。仕事の内容は書類受付や文書発送、原稿謄写だった。ほかに表彰状や辞令もある。同事業所での厚生年金保険加入は、23年4月1日からとなっているが、これらの事実から、私の勤務していたのは20年からであると証明されていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する健康診断個人票と当時の同僚等の証言から、申立人が申立期間について、A事業所（後のB事業所C支部）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B事業所D支所に勤務していた女性の元職員は、「当時は、男性の場合は採用と同時に厚生年金保険に加入させてもらっていたが、女性の場合は結婚退職等により継続して勤務できないケースが多くあったことから、職位とは別に様子見の期間があった。A事業所でも同様だったと思う。」と証言している上、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと記憶している女性同僚3人のうち2人については厚生年金保険の加入記録が無い。

また、社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は、昭和23年4月1日に被保険者資格を取得した記録以外には無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、現在、同事業所の事業を継承しているE事業所では、申立人の人事記録を保管していないため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は確認できないと回答している上、申立人が申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社から独立してB社を設立する際に、社会保険の任意加入期間が生じたが、社会保険事務所から健康保険及び厚生年金保険の任意継続保険料の納付書が届き、いずれの保険料も納付した。

社会保険庁には健康保険の任意継続の記録のみ残っているようだが、間違いなく厚生年金保険の任意継続保険料も納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、昭和 62 年 5 月ごろに厚生年金保険第四種被保険者資格取得の届出を行い、社会保険事務所から送付された納付書により、申立期間の厚生年金保険料を納付していたと主張しているが、厚生年金保険改正法（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 43 条の規定により、申立人が申立期間当時、第四種被保険者となるためには、①厚生年金保険の被保険者期間が 10 年以上あること、②61 年 3 月 31 日時点で第四種被保険者であったこと、③61 年 3 月 31 日時点で第四種被保険者資格取得の届出ができたが届出をしておらず、61 年 4 月 1 日時点で厚生年金保険の被保険者ではなかったこと等の要件を満たしている必要があるが、申立人は、申立期間当時、これらの要件を満たしていないため、厚生年金保険第四種被保険者の資格を得ることはできず、申立期間の厚生年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、A社と一緒に勤務していた申立人の妻及び同社従業員 3 人についても、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を納付していたと主張するが、いずれの者も加入要件を満たしておらず、第四種被保険者としての加入記録は無い上、当該

従業員のうち聴取できた二人の従業員は、申立期間に「第四種被保険者の資格を取得したことは無い。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月ごろから 40 年 4 月ごろまで
② 昭和 50 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまで

申立期間①については、A市町村にあったB事業所で働き、社長と二人で仕事をしていた。

申立期間②については、C市町村にあった有限会社Dに営業として勤務していた。

いずれの期間についても、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、E都道府県A市町村に所在したB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、E都道府県A市町村に「B事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、E都道府県A市町村に所在する「B事業所」の法人登記簿は確認できない上、申立人は、事業主の氏名を記憶しておらず、ほかに従業員がいなかったと主張していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、「B事業所」に類似した名称の厚生年金保険適用事業所の記録も確認できない。

申立期間②について、申立人は、有限会社Dに勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、有限会社Dが厚生年金保険適用事業所となったのは平成元年 11 月 1 日であり、申立

期間②当時は厚生年金保険適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、平成元年 11 月 1 日付けで被保険者資格を取得している被保険者二人のうち、取締役については昭和 41 年 7 月 15 日から、56 年 3 月ごろから同社で勤務を始めたとしているもう一人の従業員は同年 3 月 9 日から、それぞれ平成元年 11 月 1 日までの期間について国民年金に加入していることが確認できる上、この従業員は、「当時は、会社が厚生年金保険に加入していなかったので、自分で国民年金に加入していた。平成になってから、取締役から厚生年金保険に加入したことを伝えられた。」と証言している。

さらに、申立人は、有限会社Dで当時勤務していた従業員は自分以外にはいなかったと供述している上、同社の取締役の連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 1 月まで

私は、高校卒業時の昭和 41 年 3 月から A 事業所で働いた。入社後しばらくしてから健康保険証を渡された記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の社長は、「社会保険については妻に任せていたが、試用期間を設定していたと思う。」と回答している上、当時の社員 3 人は、「入社後、直ちには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月から32年8月まで
昭和28年8月から32年8月まで、A事業所に勤務していた。勤めて1年か2年後にB株式会社C事業所に出向したが、籍はA事業所にあったと思う。給与明細書等はないが、厚生年金保険加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年8月からA事業所に勤務し、1年か2年後にB株式会社C事業所に出向したが、籍はA事業所にあった。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、申立人が同僚として記憶する3人についても、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所の同僚は、「自分は、B株式会社C事業所が忙しいときに、手伝いに行くことはあったがすぐに戻ってきた。しかし、申立人は、出向したままであった。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和35年9月5日にB株式会社C事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人と同日に同事業所における厚生年金保険の資格取得をしている二人は、「厚生年金保険の資格取得をするまで2年ぐらい勤務していた。」と証言している。

加えて、A事業所は既に全喪しており、B株式会社C事業所も当時の資料を保管していないため、申立人が、申立期間当時、いずれの事業所に在

籍していたのか確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 14 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 50 年 5 月 18 日から同年 9 月 12 日まで
③ 昭和 54 年 11 月 29 日から 56 年 10 月 2 日まで

有限会社Aには昭和 44 年 12 月から 50 年 5 月まで勤めており、途中で会社を辞めたことは無い。有限会社Aを辞めた後はすぐに株式会社Bに勤めており、空白期間は無かった。株式会社Bには、57 年 10 月まで勤めており、途中で辞めたという記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 11 月 14 日までの期間及び 46 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 18 日までの期間とされているが、途中でいったん退社したことは無く継続して勤務していた。」と主張するところ、申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していた二人の同僚は、「申立人が途中、一度退社した記憶がある。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人が昭和 45 年 11 月 14 日に被保険者資格を喪失し、46 年 2 月 1 日に再取得していることは確認できるが、申立期間①についての加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人の申立期間の前後の二つの厚生年金保険加入期間の健康保険番号は、それぞれ別の番号となっていることが確認できる。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「社会保険庁の記録では、株

株式会社Bにおける厚生年金保険の加入記録は昭和 50 年 9 月 12 日から 54 年 11 月 29 日までの期間及び 56 年 10 月 2 日から 57 年 10 月 14 日までの期間とされているが、申立期間②の 50 年 5 月 18 日から勤務を開始し、申立期間③の期間についても継続して勤務していた。」と主張するところ、申立人に係る株式会社Bの雇用保険の加入記録においては、昭和 50 年 9 月 16 日から 54 年 11 月 28 日までの期間及び 56 年 10 月 2 日から 57 年 10 月 13 日までの期間以外には無く、申立期間③のうち、55 年 2 月 9 日から同年 2 月 25 日までの期間についてはC株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②及び③当時、株式会社Bに勤務していた社員 3 人は、申立人について、「一緒に勤務していた記憶が無い。」と証言しており、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していた事実が確認できない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人が昭和 50 年 9 月 12 日に株式会社Bにおける被保険者資格を取得し、54 年 11 月 29 日に喪失し、56 年 10 月 2 日に再取得（昭和 57 年 10 月 14 日喪失）していることが確認できるが、申立期間②及び③についての加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立期間③の前後の期間の健康保険番号は、それぞれ別番号となっていることが確認できる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 15 日から 45 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 27 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 7 月から 45 年 1 月末日まで有限会社Aで働き、45 年 3 月から同年 9 月末日まで株式会社Bで働いた。どちらも被保険者期間が自分の勤めた期間と違うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「社会保険庁の有限会社Aに係る厚生年金保険の加入記録では、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日までの期間とされているが、申立期間①の 43 年 7 月 1 日から勤務し、申立期間②の 45 年 1 月末日まで勤務していた。」と主張するところ、雇用保険の記録から、昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 14 日まで有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 7 月 1 日であり、申立期間①当時は、厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、申立人及び申立人の記憶する二人を含む 8 人が、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった 44 年 7 月 1 日と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間②については、雇用保険の記録においても申立人は同事業所に勤務していない上、社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日までの期間以外の加入記録は確認できず、健康保険番

号に欠番も見当たらないとともに、申立人は同年9月22日に健康保険証を返納していることが確認できる。

- 2 申立期間③について、申立人は、「社会保険庁の記録では、株式会社Bにおける厚生年金保険の加入記録は昭和45年3月1日から同年8月27日までの期間とされているが、同年9月末日まで勤務していた。」と主張するところ、雇用保険の加入記録においても、昭和44年12月1日から45年8月31日までの加入記録となっている。

また、申立人は、「株式会社Bの現場監督であったC氏と一緒に同社を退社し、株式会社Dに移った。」と供述するところ、同氏の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和45年8月21日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、昭和45年3月1日に資格取得し、同年8月27日に資格喪失した以外の加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人は、同年8月31日に健康保険証を返納していることが確認できる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 56 年から平成 2 年までの毎年 4 月から 11 月までの期間、A 事業所 B 事務所の事務職員として勤務した。昭和 61 年と 62 年の厚生年金保険の加入記録が無いと言われたが、ほかの年と同じように勤務し、給与から厚生年金保険料が天引きされていたと記憶している。当時の同僚には加入記録があり、自分も加入しているはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②当時、A 事業所 B 事務所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所の保管する資料から、申立人は申立期間①及び②を含む昭和 61 年 1 月 6 日から平成 2 年 3 月 31 日までの期間において、その当時 A 事業所職員であった夫の扶養認定を受けていることが確認できる上、社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間について国民年金第三号被保険者として届出されていることが確認できる。

また、社会保険庁の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録について確認したが、申立人の申立期間の加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は保険

料控除に関しての具体的な記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 14 日から 47 年 4 月 13 日まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月まで

出稼労働者手帳の中に、株式会社Aにおける雇入契約書が確認でき、厚生年金保険に加入していたと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び雇入契約書から、申立人が申立期間①及び②当時、株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時、申立人と一緒に出稼ぎに行つたとする同僚二人についても、株式会社Aにおける厚生年金保険加入記録は見当たらない。

また、社会保険事務所の保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、株式会社Aは、既に全喪しており当時の資料が確認できないとともに、当時の同僚からも勤務状況等についての供述を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は、申立期間①及び②当時、健康保険証を受け取った記憶も無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。